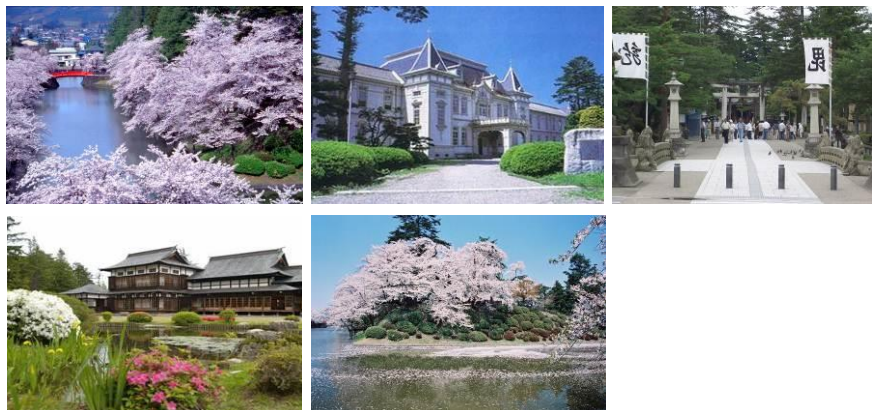




米沢らしい美しい景観を目指して

－ 米沢市景観条例と米沢市景観計画の概要 －

■ 米沢市の景観形成の歩み ■

- 昭和63年度 美しいまちづくり計画策定
- 平成10年度 米沢市景観形成指針策定
米沢市景観形成委員会発足
米沢市景観賞創設
- 平成16年度 景観法施行
- 平成22年度 米沢市景観条例施行
米沢市景観計画施行
- 平成25年度 米沢市景観計画改正



平成28年4月
米 沢 市

I 米沢市景観条例

米沢市景観条例は、景観法に基づく委任事項等を規定することにより、米沢の魅力をより高め市民が“誇り”と“愛着”を持てる景観を形成することにより、市民生活の向上に資することを目的として平成22年4月に制定しました。



1 基本理念

- 1 市民、事業者及び市は、本市が有する歴史、文化的景観と自然景観が、地域の特性であり次世代に受け継ぐ財産であることを認識します。
- 2 市民、事業者及び市は、それぞれの協働によって、歴史、文化的景観と自然景観の整備と保全に努めます。

2 市民、事業者及び市の責務

基本理念 協働による景観まちづくり

市民の責務

- ・良好な景観の形成の主体であることを認識し、積極的、自発的に良好な景観形成に努める。
- ・市が実施する施策に協力するように努める。



事業者の責務

- ・事業活動が景観に大きく影響することを認識し、良好な景観の形成に努める。
- ・市が実施する施策に協力するように努める。



市の責務

- ・良好な景観の形成に関する総合的な施策を実施する。
- ・施策の策定と実施は、市民及び事業者の意見を反映するように努める。

II 景観重要建造物・景観重要樹木

地域の景観に重要な役割を果たしている建造物や樹木を守り継いで行くため、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

米沢市景観重要建造物

第1号

西屋旅館



平成23年7月15日 指定

第2号

笹野観音と関連伽藍



平成24年6月25日 指定

米沢市景観重要樹木

第1号

万歳の松



(平成21年3月17日 県指定)
(平成22年3月31日 県指定解除)
平成22年4月1日 指定

III 米沢市景観計画

景観形成の基本目標を達成するために、4項目の景観形成の基本方針と景観を8つの要素別にまとめた要素別の景観形成の方針を定めました。

[景観形成の基本目標]

歴史・文化の景観資源活用と美しい自然景観の保全・育成

1 景観形成の基本方針

(1) 歴史・文化が薫る景観の形成

本市には、上杉縁の名所・旧跡や文化財、歴史・文化的景観資源が数多く残っています。こうした歴史・文化的景観資源を有効活用し、上杉の城下町らしい景観形成を図ります。

(2) 四季を彩る自然景観の保全・育成

本市には、吾妻山や斜平山等の山々や豊かな水辺を演出する最上川等の自然景観があります。こうした自然景観を保全・育成することにより、良好な自然景観の形成を図ります。

(3) 魅力と賑わいの景観の創出

各種施策等と一体となったイベント等を活用した賑わいづくりと併せて、看板や街灯等のデザイン化を推進し、新たな商店街の魅力の創出を図ります。

(4) 身近な景観づくりの推進

良好な景観の形成には、多くの時間と労力と費用を要します。それには、まずできるところから活動することが重要であり、その第一歩として生活に密着した身近な景観形成の推進を図ります。



2 景観要素別景観形成方針

(1) 歴史・文化の景

歴史・文化的景観資源の保全と活用を図ります。

(2) 自然の景

山林・農地等の景観の形成と荒廃の抑制を図ります。

(3) まちの景

地域特性を活かした景観の形成と市民活動を推進します。

(4) 里の景

良好な農地等の保全・育成による田園風景の形成を図ります。

(5) 移動の景

環境と調和した道路等の景観形成を図ります。

(6) もてなしの景

温泉街や宿泊・レジャー施設周辺の景観形成を推進します。

(7) つながりのある景

つながりある景観を形成する景観資源の整備を推進します。

(8) 眺めの景

四季の景観を楽しむ場の整備を図ります。

3 良好な景観の形成に関する方針

(1) 自然景観保全地域（都市計画区域外の地域）

吾妻山や斜平山に代表される美しい山岳や田園等の自然が多く残されていることから、この豊かな自然景観を保全します。

(2) 景観形成地域（都市計画区域内）

歴史・文化が香る市街地景観や商業地の賑わい景観を創出するとともに住宅地における潤いと安らぎの景観形成を図ります。

(3) 景観形成重点地区

（松が岬公園周辺地区 上杉家廟所周辺地区 米沢駅周辺地区 小野川地区）



上杉家廟所周辺地区

上杉家廟所と調和する周辺景観の整備を図ります。



松が岬公園周辺地区

歴史や文化が薫る景観の形成と松が岬公園の一層の充実を図ります。



小野川地区

温泉情緒溢れる景観の整備を図ります。



米沢駅周辺地区

本市の玄関口としての景観の形成と交通拠点としての機能の整備を図ります。



Ⅳ景観法に基づく行為の届出

米沢市内で届出の対象となる行為を行なう場合には、当該行為に着手する30日前までにその内容を市に届け出ていただく制度です。事前に米沢市景観計画で定める「景観形成基準」に基づく景観検討を行なっていただき、良好な景観の形成をお願いいたします。

1 届出の対象となる行為

表で示す行為を行なう場合は、当該行為に着手する30日前までに市への届出が必要です。

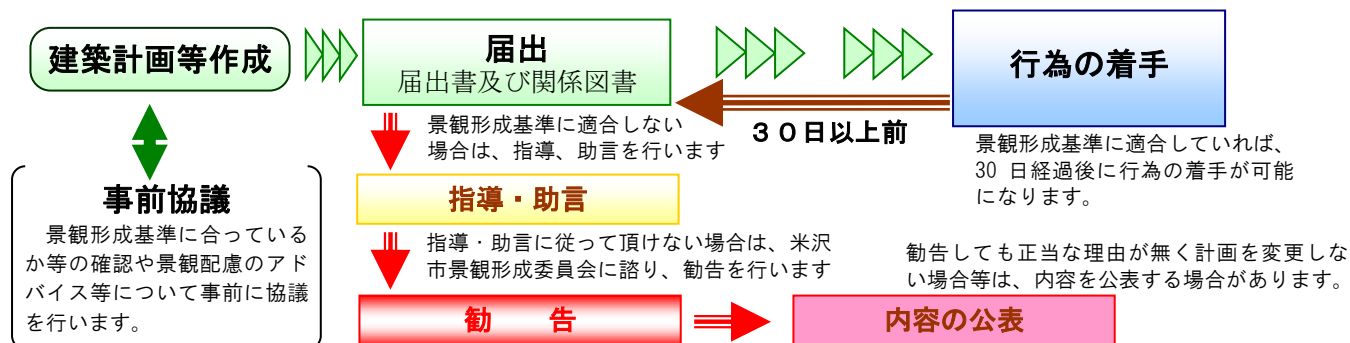
地区区分 対象行為	自然景観保全地域 都市計画地域以外の地域	景観形成地域 都市計画地域内の地域	景観形成重点地区 松が岬公園周辺地区 上杉家廟所周辺地区 米沢駅周辺地区 小野川地区
① 建築物の新築、増築、改築、移転	高さ 13m 又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの	高さ 10m 又は建築面積 500 ㎡を超えるもの	建築面積が 10 ㎡を超えるもの
外観の変更 色彩の変更※	上記規模を超える建築物で変更面積が見付面積の 2 分の 1 を超えるもの		上記規模を超える建築物で変更面積が見付面積の 5 分の 1 を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築、移転			
擁壁類	高さ 5m 又は長さが 30m を超えるもの		高さ 2m 又は長さが 10m を超えるもの
塀類	—	高さ 1.8m 又は長さが 10m を超えるもの	高さ 1.8m 又は長さが 5m を超えるもの
電気供給又は電気通信のための工作物	高さ 20m を超える電気供給又は電気通信のためのもの		
上記以外の工作物	高さ 13m 又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの		高さ 5m 又は築造面積 500 ㎡を超えるもの
外観の変更 色彩の変更※	上記規模を超える工作物で変更面積が見付面積の 2 分の 1 を超えるもの		
③ 開発行為(都市計画法第 4 条第 12 項)	3,000 ㎡を超えるもの	1,000 ㎡を超えるもの	500 ㎡を超えるもの
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	3,000 ㎡を超えるもの	1,000 ㎡を超えるもの	500 ㎡を超えるもの
⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	高さ 5m 又は面積 1,000 ㎡を超えるもの	高さ 2.5m 又は面積 500 ㎡を超えるもの	高さ 2.5m 又は面積 200 ㎡を超えるもの

※外壁、屋根の張替え、塗装の塗替え、同色への塗替えを含む。以下同じ

注意：届出を行わなかったり、虚偽の届出を行なった場合、景観法により罰則の対象となることがあります。

- × 無届で行為を行った場合又は、虚偽の届出を行った場合 30万円以下の罰金
- × 届出後30日を経過せずに行為に着手した場合 30万円以下の罰金

2 届出の流れ



問い合わせ

米沢市建設部都市整備課都市政策担当 〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号

電話:0238-22-5111(代表) F A X:0238-22-0498 E-Mail:tosei-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

詳しくは、米沢市ホームページをご覧ください。